

板橋区マンション防災促進助成金交付要綱

(令和8年6月15日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、予算の範囲内で、マンション管理組合に防災備蓄資器材の購入等に係る経費に助成を行うことにより、マンションを核とした地域防災を推進し、区民生活の安全性の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 認定マンション

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）第5条の14に基づく、板橋区長（以下「区長」という。）の管理計画認定を受けたマンションをいう。

(2) 管理組合 東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例第2条第3号に規定する管理組合をいう。

(3) 防災備蓄資器材

災害時等において、マンション居住者が共同で備蓄することが合理的な資器材で、別表第1に掲げるもの又は区長が認めるものをいう。

(4) 地縁団体

いわゆる町内会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体等をいう。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、区内に所在する認定マンションの管理組合とし、当該管理組合が助成金の交付申請日現在において、次の各号に定める要件を満たしていなければならない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。

(2) 管理組合等の構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）がいないこと。

(3) 区分所有法第47条に規定される法人にあっては、法人税の滞納がないこと。

(4) 適正化法第5条の16に基づく管理計画認定の更新見込みがあること。

(5) 第5条に規定する助成対象経費について、区又は他の公共団体から他の助成金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

(6) 過去に本要綱に基づく助成を受けていないこと。ただし、第4条第3号の助成事業を除く。

(助成対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。1品あたりの単価が1,000円未満（消費税及び地方消費税は除く。）となる防災備蓄資器材の購入は対象外とする。ただし、別表第1に掲げるものの場合はその限りではない。

(1) 防災備蓄資器材購入費用助成

初期消火、救出・救護、情報連絡又は生活継続等に使用する資器材に対する補助をいう。ただし、助成金の申請にあたっては、地縁団体と連携して実施する防災訓練（以下「合同防災訓練」という。）を行うことを要件とする。

(2) 非常用電源等購入費用助成

非常用電源に使用する資器材又は浸水対策設備等の購入費用に対する助成をいう。

(3) 災害、救命用具を地域開放したときの費用の助成

地域住民の安全確保を目的として、マンション内（オートロック区域内）に設置されているAEDその他の救命用機器をオートロック外へ移設する際に要する費用、これらの機器を使用した際に要した経費、又は通行人若しくは地域住民に応急手当を行うためにマンションに備蓄されている救急用品を使用した際に要した経費に対する助成をいう。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に係る経費（消費税及び地方消費税は除く。）とし、第9条第1項の規定により区長が交付決定した日以降の経費とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、区長の定める期日までに板橋区マンション防災促進助成金交付申請書（第1号様式）及び別表第2に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

2 申請者は、第4条第1号の助成を申請するときは、合同防災訓練計画書（第2号様式）を前項と合わせて区長に提出する。

3 第1項により区長に提出した書類に不備がある場合、区長が修正を求めた日の翌日から起算して30日以内に当該不備の修正を行わないときは、その申請は撤回されたものとみなす。

(申請の受付)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

(助成金額)

第8条 本助成金の交付額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 防災備蓄資器材購入費用助成
助成対象経費のうち 500,000 円を上限とする。
- (2) 非常用電源等購入費用助成
助成対象経費のうち 1,000,000 円を上限とする。
- (3) 災害、救命用具を地域開放したときの費用の助成
助成対象経費のうち 50,000 円を上限とする。ただし、災害用備蓄品の使用後の補填については、同一年度において2回を限度とする。

(交付の決定)

第9条 区長は、第6条第1項の規定による本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第10条 区長は、前条第1項の規定による助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、合同防災訓練を実施することを前提とする第4条第1号に規定する事業について、交付の条件として、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 合同防災訓練の実施後は、合同防災訓練報告書（第5号様式）を区長が定める期日までに提出すること。
- (2) 合同防災訓練を通じて地域防災力の強化が図られるよう、マンションの居住者及び地縁団体に所属する住民に対して、広く合同防災訓練の開催や内容等に係る周知を行うこと。
- (3) 地縁団体との合同での利用を想定した防災備蓄資器材の購入に努めること。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、申請者は、第6条の規定により行った申請を取り下げるときは、板橋区マンション防災促進助成取下届（第6号様式）により区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の取下届の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、板橋区マンション防災促進助成取下承認書（第7号様式）により、申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第12条 第9条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更が生じるときは、速やかに板橋区マンション防災促進助成変更申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 第6条の規定により提出した書類のうち、当該書類に係る変更内容が確認できる書類

(2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、板橋区マンション防災促進助成変更承認書（第9号様式）により、不適当と認めるときは、板橋区マンション防災促進助成変更不承認書（第10号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

3 第9条第3項の規定は、前項の規定により助成金の交付変更の決定をする場合において準用する。

（実績の報告）

第13条 助成決定者は、原則として申請の日の属する年度の末日までに助成事業実績報告書（第11号様式）及び別表第3に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出について、助成決定者の責に帰すことのできない理由として区長が認めるものにより期限内の提出ができない場合にあっては、区長が認める期日までに行うものとする。

（額の確定）

第14条 区長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、その内容についての書類審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第9条第1項による交付決定の内容及び第10条による交付の条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金額確定通知書（第12号様式）により当該助成決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第15条 前条の通知を受けた助成決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、板橋区マンション防災促進助成金請求書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定又は第12条第2項の規定による変更承認決定（以下「交付決定等」という。）の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - (3) 本事業に係る区長の指示に従わなかったとき。
 - (4) 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (5) 適正化法第5条の20に定める管理計画の認定の取消しを受けたとき。
 - (6) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - (7) 第10条第1号に基づく合同防災訓練報告書（第5号様式）を指定された期日までに提出しないとき。ただし、あらかじめ合同防災訓練遅延申請書（第14号様式）を提出し、合同防災訓練報告書の提出の遅延を合同防災訓練遅延承認決定通知書（第15号様式）により区長に認められている場合は、通知書に記載された提出期日までに提出しないとき。
- 2 第1項の規定は、前条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに助成金交付決定取消通知書（第16号様式）を当該助成決定者に通知するものとする。

（調査等）

第17条 区長は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、申請者に対し、助成事業に関する報告を求め、対象マンション等に立ち入り、帳簿書類を調査し、又は関係者に質問することができる。

（指導、助言等）

第18条 区長は、本事業の適切な執行のため、申請者に対し適切な指導及び助言を行うことができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、区長の決定日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和8年4月1日から同年11月30日までの間に、第4条に該当する費用を払った場合にあつては、第6条の規定にかかわらず、交付の申請をすることができる。

別表第1（第4条関係）

一 防災備蓄資器材購入費用助成

初期消火に使用する資器材	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ等
救出・救護に使用する資器材	階段避難車、救急用はしご、救急セット、担架、リヤカー、はしご、工具、救助用品（ジャッキ・ロープ）、AED（リースを除く）、毛布、ヘルメット、懐中電灯、仮設テント、防災服等
情報連絡に使用する資器材	トランシーバー、メガホン、ラジオ等
生活継続に使用する資器材	簡易トイレ、エレベーター用防災キャビネット、給水タンク、非常用飲料水生成装置、炊き出し器、カセットコンロ、養生シート、安否確認マグネット等

二 非常用電源等購入費用助成

非常用電源に使用する資器材	発電機（ガソリン、軽油、LPガス、カセットガス、ディーゼル又はハイブリット型等）、蓄電池（可搬型、据置型等）、太陽光パネル、折り畳み式ソーラーパネル、ソーラー外灯、投光器、カセットボンベ（発電機用）等 ※設置工事を伴う据置型の発電機、蓄電池、太陽光パネルは除く。
浸水対策設備 ※工事を伴わないものに限る	止水版、止水パネル、止水シート等 土のう、水のう、排水ポンプ、逆流防止弁、バキュームポンプ、水中ポンプ、給水マット、給水シート、ブルーシート、養生シート、防水テープ、ロープ、長靴、防水手袋等

三 災害、救命用具を地域開放したときの費用の助成

災害、救命用具の地域開放	A E Dその他の救命用機器をマンション内（オートロック区域内）からオートロック外へ移設し、地域住民等が外部から利用できるようにするために要した経費等
災害用備蓄品の使用後の補填	・地域開放後したA E Dその他の救命用機器を実際に使用した際に要した経費等（使用した分に限る。） ・通行人又は地域住民に応急手当等を行うために、マンションに備蓄されている救急用品を使用した際に要した経費等（使用した分に限る。）

別表第 2

	提出書類	備考
1	購入予定防災備蓄資器材の見積書	購入予定防災備蓄資器材の内訳が明確なもの
2	購入予定防災備蓄資器材の内容が確認できる資料	カタログの写し等
3	マンションの区分所有者を代表する立場であることを確認できる書類	代表者選任についての議事録等
4	本助成金を申請する旨の意思決定が確認できる書類	意思決定についての議事録等
5	〈第 4 条第 1 号の申請をする場合〉 地縁団体との連携が確認できる書類	・マンションと地縁団体等の防災協定書 ・管理組合が合同防災訓練の開催を承認する旨が確認できる議事録等
	マンションと地縁団体等の位置関係が分かる書類	・マンションの位置と町会等の区域を示した地図等 ・他マンション自治会の位置を示した地図等
6	その他区長が必要と認める書類	区長の指示に従い提出すること

別表第 3

	提出書類	備考
1	助成対象経費の支払いが確認できる書類	領収書の写し等
2	〈第 4 条第 1 号の申請をする場合〉 合同防災訓練の開催や内容等に係る周知を行ったことが確認できる書類	配布、掲示、回覧等を行ったチラシ等
3	その他区長が必要と認める書類	区長の指示に従い提出すること

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者
住 所
氏 名

板橋区マンション防災促進助成金交付申請書

板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

1 管理計画認定マンション登録情報

マンション名	
認定年月日	
認定コード	

2 合同防災訓練実施予定日（要綱第 8 条第 1 号の場合）

合同防災訓練実施予定日	年 月 日
合同実施予定先 （地縁団体等の名称等）	

3 防災備蓄資器材の購入について（申請に該当する箇所のみ記入）

（1）防災備蓄資器材（第 4 条第 1 号）

購入予定の器材内訳項目	単価 （税抜）	数量	助成対象経費 （税抜）
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円

(2) 非常用電源等 (第4条第2号)

購入予定の器材内訳項目	単価 (税抜)	数量	助成対象経費 (税抜)
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円

(3) 災害、救命用具の地域開放 (第4条第3号)

購入予定の器材内訳項目	単価 (税抜)	数量	助成対象経費 (税抜)
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円

第 2 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者
住 所
氏 名

合同防災訓練計画書

東京都板橋区マンション防災促進助成金の交付を受けるため、板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、合同防災訓練計画について、下記のとおり提出します。

助成対象者（申請者）	
合同防災訓練 実施予定日	
共に合同防災訓練を 行う地縁団体等の名称	
開催予定場所	
合同防災訓練の 参加人数見込み	合計 人（マンション 人、地縁団体等 人）
地縁団体等との連携を証 明できる書類の種類、内容	
合同防災訓練の 予定周知方法	
予定している合同防災 訓練の内容、スケジュー ール	

板橋区長

年 月 日付で申請のあった板橋区マンション防災促進助成金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

交付予定額 円

- 1 住 所
マンション名
(管理組合名)
- 2 合同防災訓練報告書の提出期日（要綱第4条第1号の場合）
年 月 日
- 3 板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第9条第3項の規定により付す
条件
あり・なし（ありの場合の条件： ）
- 4 注意事項
 - （1）合同防災訓練が申請の条件となっている場合は、訓練が終了した後、速やかに実績報告書及び合同防災訓練報告書を提出してください。
 - （2）申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ関係書類を添えて変更申請書を提出してください。
 - （3）申請を取り下げるときは、取下届を提出してください。
 - （4）交付額は、実績報告の際にご提出いただく領収書を確認のうえ確定しますので、本通知では予定額となります。
 - （5）板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第14条第1項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

第4号様式（第9条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション防災促進助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区マンション防災促進助成金について、内容を審査した結果、下記により不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者
住 所
氏 名

合同防災訓練報告書

板橋区マンション防災促進助成金の交付を受けるため、板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第10条第1号の規定により、合同防災訓練報告書について、下記のとおり提出します。

助成対象者（申請者）	
合同防災訓練実施日	
共に合同防災訓練を行った地縁団体等の名称	
開催場所	
合同防災訓練の参加人数見込み	合計 人（マンション 人、地縁団体等 人）
役割分担 （例：資材調達、会場確保等）	マンション… 地縁団体等…
合同防災訓練の周知方法	
合同防災訓練の内容、スケジュール	

※欄が足りない場合は、別紙と記入し添付してください。

合同防災訓練の様子 が分かる写真、集合 写真(マンション側、 町会側の参加者がそ れぞれ分かるもの) 等	
助成金交付申請書に 記入した資器材のう ち、合同防災訓練で 実際に活用したもの	
合同防災訓練を実施 して良かった点	

※欄が足りない場合は、別紙と記入し添付してください。

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者
住 所
氏 名

板橋区マンション防災促進助成取下届

年 月 日付で交付申請を行った板橋区マンション防災促進助成金について、次のとおり申請を取り下げたいので届け出ます。

マンション名	
マンション所在地	
取下げの理由	

第7号様式（第11条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション防災促進助成取下承認書

年 月 日付で届出のあった板橋区マンション防災促進助成申請取下
について、承認しましたので通知します。

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者
住 所
氏 名

板橋区マンション防災促進助成変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた板橋区マンション防災促進助成金について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

マンション名		
マンション所在地		
変更内容		
変更理由		
交付申請額	変更前	変更後
	円	円
添付書類	見積書の写し その他、変更内容が確認できる書類	

第9号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

板橋区長

板橋区マンション防災促進助成金変更承認書

年 月 日付で変更申請のあった板橋区マンション防災促進助成金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付決定額 円

- 1 対象マンション
住 所
マンション名
(管理組合名)
- 2 板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第9条第3項の規定により付す条件
あり・なし（ありの場合の条件： ）
- 3 注意事項
 - (1) 合同防災訓練が申請の条件となっている場合は、訓練が終了した後、速やかに実績報告書及び合同防災訓練報告書を提出してください。
 - (2) 申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ関係書類を添えて変更申請書を提出してください。
 - (3) 申請を取り下げるときは、取下届を提出してください。
 - (4) 交付額は、実績報告の際にご提出いただく領収書を確認のうえ確定します。本通知では予定額となります。
 - (5) 板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第14条第1項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

第10号様式（第12条関係）

第 年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション防災促進助成金変更不承認書

年 月 日付で変更申請のあった板橋区マンション防災促進助成金について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 対象マンション
住 所
マンション名
（管理組合名）
- 2 不交付の理由

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者
住 所
氏 名

助成事業実績報告書

年 月 日 第 号により助成金の交付決定を受けた事業が完了したので、板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

1 管理計画認定マンション登録情報

マンション名	
認定年月日	
認定コード	

2 合同防災訓練実施予定日（要綱第 8 条第 1 号の場合）

合同防災訓練実施日	年 月 日
合同実施先	

3 防災備蓄資器材の購入について（申請に該当する箇所のみ記入）

（1）防災備蓄資器材（第 4 条第 1 号）

購入した器材内訳項目	単価 （税抜）	数量	助成対象経費 （税抜）
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円

(2) 非常用電源等 (第4条第2号)

購入した器材内訳項目	単価 (税抜)	数量	助成対象経費 (税抜)
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円

(3) 災害、救命用具の地域開放 (第4条第3号)

購入した器材内訳項目	単価 (税抜)	数量	助成対象経費 (税抜)
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円

第12号様式（第14条関係）

第 年 月 日
号

様

板橋区長

板橋区マンション防災促進助成金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった板橋区マンション防災促進助成金について、下記のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

記

確定額 円

1 対象のマンション

住 所
マンション名
(管理組合名)

2 注意事項

- (1) 本通知から30日以内に、板橋区マンション防災促進助成金請求書により、助成金を請求してください。
- (2) 板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第14条第1項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

第 1 3 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者
住 所
氏 名

板橋区マンション防災促進助成金請求書

年 月 日付 第 号 で確定通知のあった板橋区
マンション防災促進助成金について、次のとおり請求します。

請求金額		万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---

上記に係る板橋区からの助成金について、下記の口座に振り込むことを依頼します。

ゆうちょ銀行以外の場合

金融機関名					支店名			
銀行 信用金庫 信用組合					支店 出張所			
金融機関 コード （4 桁）					支店 コード （3 桁）			
預金種別（いずれかに○）					口座番号			
普通 ・ 当座 ・ 貯蓄								
口座 名義	フリガナ							
	漢 字							

ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行（貯金通帳の見開き右上又はキャッシュカードに記載された記号・番号 を記入）													
通帳記号（6 桁目がある場合は、※欄に記 入）							通帳番号（右詰めで記入）						
1				0	※								1
口座 名義	フリガナ												
	漢 字												

※申請者と口座名義人の氏名は同一のものとしてください。申請者以外の口座に振り
込む場合は、別途委任状が必要です。

第 1 4 号様式（第 1 6 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者
住 所
氏 名

合同防災訓練遅延申請書

年 月 日付 第 号により助成金の交付決定を受けた事業について、
板橋区マンション防災促進助成金交付要綱第 10 条第 1 号の規定による期限ま
でに合同防災訓練報告書を提出できないため、下記のとおり申請します

1 交付先情報

助成対象者 (管理組合名称)	
交付決定番号	
管理計画認定コード	

2 期限内に提出できない理由

--

3 合同防災訓練実施予定日

合同防災訓練実施予定日	年 月 日
合同防災訓練報告書 提出予定日	年 月 日

第15号様式（第16条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

板橋区長

合同防災訓練遅延承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった合同防災訓練遅延申請書について、下記
のとおり承認しましたので通知します。

記

1 助成対象者

2 合同防災訓練報告書の提出期日
年 月 日

第16号様式（第16条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

板橋区長

助成金額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付を決定した板橋区マンション防災促進助成金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 助成対象者（管理組合）
- 2 交付決定取消額
- 3 取消しの理由